**平成２６年度　第１回　公認級位審査会　実施要項**

１．日　　時

平成２６年４月２９日（火・祝日）　受付 １３：００　　審査開始 １３：３０

２．会　　場

埼玉県立武道館　　〒362-0032　上尾市日の出４－１８７７

TEL：０４８－７７７－２４００

３．審査内容

（１）審査級位　　１級～５級　少年と一般の区別は行わない

（２）審査項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　級 | 組手 | 形 |
| ５級 | ・約束された組手における攻撃　（自由な構えによる）・上段順突き・中段順突き・前蹴り・これらの攻撃に対する防御、極め技 | 平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形から審査員が１つ指定する。 |
| ４級 | ・約束された組手における攻撃　（自由な構えによる）・上段順突き・中段逆突き・前蹴り・これらの攻撃に対する防御、極め技 | 平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形から審査員が１つ指定する。 |
| ３級 | ・自由組手１回（安全具使用） | 平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形又は第１指定形から審査員が１つ指定する。 |
| ２級 | ・自由組手１回（安全具使用） | 平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形又は第１指定形から審査員が１つ指定する。 |
| １級 | ・自由組手１回（安全具使用） | 平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形又は第１指定形から審査員が１つ指定する。 |

（注１）約束された組手における攻撃は、右手・右足とする。

（注２）自由組手は審査員が適切な時間を設ける。

４．受審資格　　(公財)全日本空手道連盟の会員であること。

５．注意事項　　・受審者の服装等は、県内大会時と同様とし、**流会派等のマークは消すこと**。

・帯は、白帯を着用すること。

・組手審査では、規定の安全具（ｼﾝｶﾞｰﾄﾞ･ｲﾝｽﾃｯﾌﾟｶﾞｰﾄﾞは除く）を着用すること。

６．申込手続

（１）締切り　　　**平成２６年３月３１日（月）郵送必着（期日厳守）**

（２）提出書類

　　①公認級位受審申請書　・写真・全空連会員証写しを貼付する。

・本人捺印を忘れないこと。

　　　　　　　　　　　　　・受審者が未成年の場合は、保護者欄の記入・捺印も忘れないこと。

　　　　　　　　　　　　　・生年月日は西暦で記入してください。

　　　　　　　　　　　　　・年齢は、受審日当日のものです。

　　　　　　　　　　　　　・流派名は、四大流派のうち受審する流派名を記入する。

　　　　　　　　　　　　　・「申請団体名」「申請団体長名」は、所属する会・道場のものを記入する。

　　②級位審査の結果通知書　　郡市連盟名・連絡責任者氏名・受審者氏名・受審級位・会員種別（少年か一般）を記入する。

　　③級位審査料納入明細書　　振込証明書の写しを必ず貼付する。

　　**※注意**　・②と③は、連絡責任者が作成して下さい。

　　　　　　・**全空連会員証（写し）の貼付の無いものは、受理しません。**

**平成26年度の申請でまだ発行されていない場合は、各連盟事務局の証明書を貼付**

**して下さい。但し、受審日当日、受付時に会員証の写しを提出すること。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  送　付　先 |  |
|  〒３４５－００１３　北葛飾郡杉戸町大字椿６９７－１ 　　　　　　　　　　倉持　千代子 TEL/FAX：0480－38－1607　（携帯：090-3316-7774） |

（３）審査料　　　　　３，０００円／１名　（１～５級すべて同一金額）

　　 ▽**各郡市連盟で一括して、郡市連盟名または代表者名で、下記の銀行口座に振り込んで下さい。**

　　　　▽審査料は理由の如何にかかわらず、返却しません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  振　込　先 |  |
|  埼玉りそな銀行　杉戸支店　普通　口座番号　４０８４４０８ 埼空連段位技術指導委員会　事務長　倉持千代子 |

７．級位申請・登録料　・合格者については、審査終了後に各郡市連盟事務局あてに通知します。

　　　　　　　　　　　・１～５級：２，０００円（すべて同一金額）

８．その他

 （１）全空連主催大会参加資格への義務付け（平成２７年度から実施）

　　　 全日本少年少女空手道選手権大会、全日本中学生空手道選抜大会などの参加資格に、公認段位又は級位の所持を義務付ける。

　（２）公認初段（少年初段）審査における１級証書の写しの提出（平成２７年度から実施）

　　　　公認初段の受審申請の際、１級証書の写しを添付することを義務付けます。